

## 大阪府監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年6月4日

大阪府監査委員 大西 寛文  
同 山本 浩二  
同 岸本 佳浩  
同 森田 秀朗  
同 高橋 明男

### 委員意見に対する措置

（学校徴収金の取扱いについて）

監査対象機関名	大阪府立今宮工科高等学校
監査実施年月日	委員 平成24年12月14日 事務局 平成24年11月8日
監査の結果	措置の状況
<p>学校徴収金（学年費、修学旅行積立金、生徒会費など）は、学校の教育活動上必要となる費用の中で、生徒・保護者が自らのために個人負担する「私費」として生徒・保護者から学校が徴収を行い管理・執行している。なお、精算は最終学年に行い、残金がある場合は返還するものとされている。精算を行った際、居所不明などの理由により返還ができなかった場合は、大阪府教育委員会（以下「府教委」という。）の通知で、未返還金専用口座（以下「専用口座」という。）を設けて管理すると規定されている。</p> <p>大阪府立今宮工科高等学校（以下「今宮工科高校」という。）の学校徴収金について、調査したところ、下記の問題が認められたので改善の取組を行うこととされたい。</p> <p>(1) 定時制課程においては、平成24年10月18日現在、2,451,054円を専用口座で一括管理している。専用口座の預入金の状況を見ると、平成20年度63,074円、平成21年度983,965円、平成</p>	<p>（措置した機関：大阪府立今宮工科高等学校）</p> <p>(1)について</p> <p>専用口座の処理が適正に行われていたかどうか検証を行うとともに、専用口座の内容について預金通帳と現存する資料により調査を行った。その結果、返還対象者及びその金額の把握ができたものについては、居所が判明したものにあっては対象者に返還し、居所不明等の理由により返還できないものには供託した。</p> <p>また、専用口座の内容について調査したところ、生徒会費、同窓会費などの会計へ繰り入れるべきことが判明したものについては、その処理を行った。</p> <p>そのほか、調査の結果、返還先が確認できなかったものについては、消滅時効の期間が経過したものには府の歳入として受入処理を行い、消滅時効の期間が経過していないものには専用口座を設けて管理するとともに消滅時効の期間が経過したときに府の歳入として受入処理</p>

22年度0円、平成23年度526,953円と年度ごとに大きな差があり、特に平成22年度は0円で不自然な状況であった。

また、未返還金2,451,054円の全てについて返還対象者の氏名及び個人ごとの金額が全くわからない状況であった。

したがって、専用口座の処理が適正に行われていたかどうか検証を行うとともに、返還対象者が把握できていないものについて調査を行う必要がある。

(2) 定時制課程においては、上記(1)とは別に、返還対象者が把握できている未返還金21名分875,356円が存在していた。これらについては、9つの口座に分散して管理しているが、どの口座に個々の未返還金が含まれているか不明であった。

また、授業料等の滞納額が存在することにより返還処理を行っていないかった。

したがって、管理口座の調査・整理を行うとともに、早急に生徒・保護者に対して授業料等について催告を行い納付させるとともに、徴収不能の場合には、滞納している授業料との相殺を基本とした返還処理方針を策定し、早急に精算を行う必要がある。

未返還金は、本来、生徒・保護者のものであるにもかかわらず、ずさんな事務処理によって多額の未返還金が残っている。また、このような多額の未返還金の保管を不完全な事務処理体制のもとで続けることは流用等のリスクが存在する。

本件は重大な問題であるため、今宮工科高校において改善を行うとともに、大阪府教育委員会事務局施設財務課が行っている、学校に対する事務査察において同様の事例がないか確認・指導することとされたい。

(本件は大阪府教育委員会事務局施設財務課に対する意見ともする。)

を行う。

(2)について

未返還金21名分については、管理口座の調査・整理を行い、授業料等の未納があった場合は、生徒・保護者に対して授業料等について催告を行い納付させるとともに、徴収不能の場合には、滞納している授業料との相殺を基本とした返還処理方針に基づき相殺した上で精算し、全て返還処理を行った。

学校徴収金の未納について

催告状、電話連絡等による納入指導を行うとともに、学校納付金システムの未納者一覧表データの整理を行った結果、学校徴収金の滞納額(平成30年11月28日現在)については、全日制課程84,250円、定時制課程93,387円、となっている。今後も、計画的な納入指導を行い、回収を行う。

(措置した機関：施設財務課)

措置報告済み(平成25年10月7日公表)

さらに、今宮工科高校の学校徴収金については、滞納額が平成 24 年 11 月 28 日現在、全日制課程 870,164 円、定時制課程 4,861,420 円と多額にのぼっている。納付している生徒・保護者との公平性の観点からも回収の強化に努めるなど、取組を強化する必要がある。